

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年四月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第五号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
令和三年四月十 三日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字南側下町千百八 十二番四、千百八十三番十二	指定に係る道路の位置
五十四・三四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・二〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)